学童クラブで対応します。

のみを実施し、B登録は近隣の 童の収容対策上、当面はA登録

平成27年度江東きっずクラブ

小学校と浅間竪川小学校では児 て事業を運営します。第二辰巳

の保護者説明会等でご案内しま

'から各小学校で実施する予定

新規開設校

辰巳小学校

辰巳小学校(※)

新規開設校の詳細は、10月下

http://www.city.koto.lg.jp http://www.city.koto.lg.jp/m(携帯) 江東区ホームページ

出が必要です。

会社を退職 Ħ ・配偶者扶養から の届出を忘れずに

が加入します。 20歳以上60歳未満のすべての方 次に該当する方は、区民課年 国民年金は、日本国内に住む

①会社を退職したとき(厚生年 ②厚生年金等加入者に扶養され ていた配偶者が、扶養から外 金等の資格を喪失したとき)

階20番)、各出張所で加入の届 金係(区役所隣防災センター2 ③外国から転入したとき れたとき 歳になったとき に加入するとき

江東きつずクラブ

※⑤⑥以外の届出は、年金手帳 ⑤会社等に勤めていない方が20 等基礎年金番号が記載された書 ⑥年金に一度も加入したことが ④外国へ転出したとき (任意加 入)※区役所でのみ受付 ない20歳以上の方が国民年金

区では、現在、放課後等にこ 新規に7校を加え33校で開設

す。

[児童の募集]

○A登録 平成27年3月募集開始予定

7校(下表)で開設し、33の小学

す。平成27年度からは、新たに

フを26の小学校で実施していま

すことのできる江東きっずクラ

どもたちが安全で安心して過ご

校で江東きっずクラブを実施し

○B登録 [12月] を予定 学童クラブの募集と同 時期

間」にあわせて、区では10月の

も相談窓口を臨時開設します。 第1〜第4木曜まで毎週木曜に

開設場所] 住宅課

(区役所5階

後子ども教室機能のA登録と、

江東きっずクラブには、放課

学校内に専用のスペースを設け ます。B登録では、原則として 学童クラブ機能のB登録があり

> 放課後支援課支援係 (3647)9308

浅間竪川小学校(※) 亀戸9-22-4 -大島小学校 大島2-41-4 第七砂町小学校(☆) 東砂3-21-5

(※) A登録のみ実施(☆) 第七砂町学童クラブは、うずクラブ七砂B登録へ移行

外れたときなど ありますのでご注意ください。 受給することができない場合が 勤務先等への届出が必要です。 配偶者の扶養になる)ときは、 保険者等の問合先] 江東年金事 となる(厚生年金等に加入する **問** 区民課年金係 [厚生年金・国民年金第3号被 10月は窓口相談日を火・木曜に増設民間賃貸住宅あっせん また、厚生年金等に加入する 届出を忘れると、将来年金を 国民年金第3号被保険者 (亀戸5-16-9) 3683)1231 3647)1131 世帯へ

情報をご案内しています。 困りの高齢者世帯の方を対象に、 不動産団体の会員(不動産屋さ ん)が相談窓口で民間賃貸アパ トや賃貸マンションの空き室 区では毎週火曜に、住宅にお 国が定める10月の「住生活月

賃の安い転居先を探している方 り転居を求められている方や、 希望するお部屋の条件を聞きな 近くに転居先を求める方等から 区外から江東区内に住む親族の 家賃負担が過重となり、より家 この窓口では、建替え等によ

んと契約していただきます。

む60歳以上の自分で日常生活が 能な方または65歳以上の方を含 可能な方で構成する世帯 暮らしで、自分で日常生活が可 2番窓口隣) 人 区内居住で65歳以上の一人 会員(宅地建物取引主任者) | 中|| 住宅課住宅指導係 [相談員] 江東区居住支援協議会

ご希望に合ったお部屋があり

添付書類は、お問い合わせくだ 類が必要です。このほかの必要 「パートタイム」

面接ができます。 場所がある企業8社程度が参加 会では、豊洲地区を中心に就業 し、その企業の担当者と、直接 と共催します。今回の就職面接 合同面接会をハローワーク木場 区では、パート就労にかかる

hellowork.jsite.mhlw.go.jp/ ムページ (皇 http://tokyo-※参加企業はおおむね開催日 list/kiba.html)で紹介します 週間前にハローワーク木場ホー

2日·9日·16日·23日 (木曜全 るなどし、条件が合えば家主さ 産屋さんに出向き、空き室を見 ましたら、仲介業者である不動 制※随時受付中) [開設日時] 毎週火曜および10月 回)の午後1時~4時(予約

 $\mathbf{3}(3647)9473$

企業の担当者と直接面接

経済課融資相談係

[求人企業・内容に関すること] ハローワーク木場事業所第一部 **3** (3643) 8605 **2**(3647)2331

基礎講習受講のためのオリエンテーション 社会貢献型後見人」の養成

うに支援する制度です。裁判所 管理や日常生活での契約などで 法的代理となって、本人の権利 に選任された後見人が、本人の 法の被害者になったりしないよ 判断能力が不十分な人が、財産 神障害、知的障害などの理由で **个利益をこうむったり、悪質商** 」財産を守ります。 成年後見制度は、認知症、精

見人」の候補者を、成年後見制担っていただく「社会貢献型後 度推進機関である江東区権利擁 門職以外で、地域で後見業務を 区では、親族や弁護士等の専 ださい。 3) 人 区内で後見業

(3647)9247

」就職面 接会 (7

・6会議室 (豊洲2-2-18 1時半~3時半 [受付時間] 10月8日 |場|| 豊洲文化センター1階第5 |人|| パートタイム就労を希望す (水) 午後

数分ご用意ください(コピー可) られますので面接を希望する社 る方 費 無料 内 事務系・軽作 | 申|| 当日直接会場へ (写真貼付) ※面接は複数受け **業等、求人のある企業によるパ** ト就職面接会[持ち物]履歴書

向けての助言・調整を行います。 祉サービス利用上の苦情解決に 的な相談に応じます。 権利侵害や財産管理など専門 また、福

護センターと共同して養成して 経て後見人候補者として登録さ 推薦で受講し、その後実習等を 1月~2月の全5日間)を区の が実施する基礎講習 います。東京都社会福祉協議会 (平成27年 10/15(水) 参加者募集

れます。 リエンテーションを開催します 6階第3会議室(東陽4-11-4時半 場 江東区文化センター ので、受講希望の方はご参加く **時** 10月15日 (水) 午 この基礎講習受講のためのオ 十後3時~ *務にかか

擁護センター 局齢者・障害者 の支援や成年後見制度を推進 亚

制 日常生活自立支援事業

る方が住み慣れた地域で安心し

不安のある高齢の方や障害のあ んしん江東」では、日常生活に

江東区権利擁護セン

ノター「あ

睛 火曜午後2時~4時(予約

て暮らせるように、次のような

用時間により利用料が必要です。 の支援をします。 ※利用の際、サービス内容・利 な金銭管理が一人では困難な方 福祉サービスの利用や日常的

成年後見制度の利用推進

援助等総合的な相談に応じます。

福祉に関する情報提供・利用

福祉サービス総合相談

は、無料でご利用いただけます。

支援を行っています。

各種相談

相談・苦情相談

弁護士・司法書士による

後見監督の受任を行います。 度の利用相談、講習会の開催を や財産を適正に守る成年後見制判断能力が不十分な人の権利 見人養成支援、法人後見・法人 者総合福祉センター2階) ん江東」(東陽6-2-17高齢 行います。また、社会貢献型後 |問||権利擁護センター「あんし

わる活動を継続的に行う意思が FAX (5683) 1570 (3647)1710

約がない方 内 区職員等による 高齢者支援課高齢者相談係に郵 提出してもらい、区で選考のう 文用紙)の配付※申込書を後日 説明、推薦申込書(経歴書・作 あり、健康上の問題や時間的制 送または窓口(はがきを持参) 番号を記入し、〒13-88区役所 え東京都社会福祉協議会へ推薦 性別③郵便番号・住所④電話